

振り込め詐欺ニュース

発行日

平成30年3月

発行

兵庫県警察本部生活安全企画課
犯罪抑止対策室・対策第2係
078-341-7441(内線3043・3044)



知っていますか??
架空請求に悪用される

・収納代行(コンビニ決済)

サイト利用料を名目とする架空請求では、電子マネーの利用番号を伝えさせる手口のほか、詐欺犯人が「支払番号」を伝え、コンビニの店頭でその番号を使って料金を支払わせる収納代行(コンビニ決済)の仕組みが悪用されるケースが増えています。

県内では、昨年37件(前年対比+33件)の被害が発生し、本年2月末時点で9件(前年同期比+3件)と増加傾向が続いている。

犯人の手口

- 携帯電話に「有料動画閲覧料金の未納あり。連絡がなければ、法的手段をとる。」といったメールが届く。
- 相手に電話すると、「有料動画サイトの未納料金が発生しています。」「支払い方法は、コンビニ決済になります。」等と言われる。
- その後、教示された「支払番号」をもとにコンビニの端末や窓口で手続をすると、全く関係のない、ネットショッピング等の代金を支払われる。

代行決済の流れ

- ① サイト等で、商品等の購入に収納代行(コンビニ決済)利用を選択
- ② 支払番号を確認し、その番号をメモしてコンビニにて手続
- ③ コンビニ設置の端末(ロッピー、ファミポート等)を使用して支払番号を入力し、出てきたレシートを持参して、レジで支払い。
又は、支払番号を店員に伝え、レジで手続きし、支払い。

～防犯ポイント～

◎メールや電話での料金請求は、一人で対応してはいけません。

◎サイトを閲覧しただけで、料金が発生することはありません。

◎支払内容(購入明細)、相手先(正規の連絡先)を確認しましょう。



兵 庫 県 警 察